

平成 1 9 年
第 1 回

定例会会議録

平成19年 2 月 22 日 開会
平成19年 2 月 22 日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会

平成19年第1回東京たま広域資源
循環組合議会定例会会議録

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	2
開会	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
管理者報告	4
議案第1号 東京たま広域資源循環組合組織条例の一部を改正する条例	9
議案第2号 東京たま広域資源循環組合管理者等の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	9
議案第3号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例について	11
議案第4号 平成19年度東京たま広域資源循環組合負担金について	14
議案第5号 平成19年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算	14
閉会	47

出席議員

第1番	塚 本 秀 雄 君	第2番	中 島 光 男 君
第3番	島 崎 義 司 君	第4番	榛 澤 茂 量 君
第5番	永 井 寅 一 君	第6番	松 村 寿 志 君
第7番	杉 崎 源三郎 君	第8番	伊 藤 学 君
第9番	佐 藤 洋 子 君	第11番	島 村 速 雄 君
第12番	渡 辺 眞 君	第13番	木 内 徹 君
第14番	佐 藤 茂 也 君	第15番	生 方 裕 一 君
第16番	大 野 悦 子 君	第17番	白 井 明 君
第18番	中 村 庄一郎 君	第19番	原 まさ子 君
第20番	桜 木 善 生 君	第21番	高 山 泉 君
第22番	富 所 富 男 君	第23番	中 山 賢 二 君
第24番	中 原 雅 之 君	第25番	稲 垣 裕 二 君
第26番	谷 四男美 君		

欠席議員

第10番 五十嵐 京 子 君

説明のため出席した者

管 理 者	石 川 良 一 君	副管理者	竹 内 俊 夫 君
副管理者	黒 須 隆 一 君	収 入 役	田野倉 秀 雄 君
事務局長	中 村 豊 君	総務課長	風 間 智 君
参事兼事業課長	細 谷 昌 平 君	参事兼環境課長	花 本 由 紀 君
参事兼企画調整課長	峯 尾 始 君	管理センター長	古 屋 正 治 君
エコセメント担当参事	太 田 哲 郎 君		

職務のため出席した者

書 記	菅 原 信 君	書 記	別 所 広 之 君
書 記	矢 野 喜 之 君	書 記	上 村 彰 君

平成 1 9 年 第 1 回 東京たま広域資源
循環組合議会定例会議事日程

平成 1 9 年 2 月 2 2 日 (木)

午 後 1 時 3 0 分

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 管理者報告
- 日程第 5 議案第 1 号
東京たま広域資源循環組合組織条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2 号
東京たま広域資源循環組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 7 議案第 3 号
東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4 号
平成19年度東京たま広域資源循環組合負担金について
- 日程第 9 議案第 5 号
平成19年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

平成19年第1回東京たま広域
資源循環組合議会定例会会議録

日 時 平成19年2月22日（木）

午後1時27分

場 所 東京自治会館大会議室

午後1時27分開会

○議長（佐藤 茂也君） 皆様こんにちは。

第1回定例議会を前にして、各市町議会とも大変お忙しいさなかでございますけれども、このようにお集まりいただきまして、心から厚く御礼申し上げます。

定刻前ではございますが、始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を開会いたします。

冒頭、会議に先立ちまして、今次定例会より交代した議員がおられますので、ここで自己紹介をお願いいたします。

25番、稲垣裕二議員、どうぞお願いします。

○25番（稲垣 裕二君） 今回よりこちらに参加させていただくことになりました西東京市選出の稲垣裕二です。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） ありがとうございます。

それでは、本日の会議を開きます。

〔日程第1〕 諸般の報告

○議長（佐藤 茂也君） 日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数につきましては15名といたします。

また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者あいさつ及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者あいさつ及び事務局長の

経過報告は、指定の記者席から行うものいたします。

記者の皆様のご協力をお願いいたします。

〔日程第2〕会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 茂也君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、第8番、伊藤学議員、第24番、中原雅之議員を指名いたします。

〔日程第3〕会期の決定

○議長（佐藤 茂也君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日一日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

〔日程第4〕管理者報告

○議長（佐藤 茂也君） 日程第4、管理者報告を行います。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 平成19年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、組合議員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらずお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、私から、本組合を取り巻く最近の状況につきましてご報告をさせていただきます。

初めに、エコセメント事業でございますが、エコセメントの生産が進み、道路側溝やインターロッキングブロックなどの製品が着々と市場に流通し始めております。各組織団体におかれましても、エコセメントやエコセメント製品の使用の推進に特段のご配慮をお願いを申

し上げたいと思います。

一方、エコセメント化施設につきましては、今後も引き続き谷戸沢・二ツ塚処分場と同様、細心の注意を払い、日の出町や地元自治会の理解と協力を得ながら、適切な管理を図ってまいります。

次に、裁判関係でございます。

谷戸沢・二ツ塚両処分場の建設差止訴訟につきましては、組合側が昨年9月に全面勝訴したところでございますが、原告側が控訴し、今後は東京高裁で争われることとなります。また、エコセメント化施設の操業差止訴訟につきましては、争点整理の段階にあります。機械や化学を専門とする専門委員制度を活用して審理が進むこととなります。これらの訴訟に関しても、適切に対応していく所存でございます。

以上、本組合を取り巻く最近の状況等につきましてご報告を申し上げ、簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。

なお、今定例会には、平成19年度一般会計歳入歳出予算外4件の議案を提案申し上げます。よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） ありがとうございます。

続いて、事務局から経過報告の説明を願います。

中村事務局長。

○事務局長（中村 豊君） それでは、以下、着席でご報告させていただきます。

それでは、議案書の3ページをご覧ください。

谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場関係についてのご報告でございます。

まず、両処分場にかかわりますけれども、昨年11月30日に学識経験者により構成される技術委員会を開催いたしまして、平成18年度上半期の両処分場及びエコセメント化施設の調査結果につきましてご審議をいただき、特段の問題はないとの結論をいただいております。

その後、谷戸沢処分場につきましては、閉鎖管理後の処分場の安全性と維持管理業務について調査をするため、地元代表者から成る環境保全調査委員会がございますので、そこにおきまして12月4日、水質等調査結果についてご審議をいただき、問題なしとの結論を得てございます。

さらに、これらにつきましては、12月18日、地元第三自治会監視委員会にご報告をいたしまして、谷戸沢処分場は、閉鎖後も安全な維持管理を行っていることを確認していただいているところでございます。

次に、二ツ塚処分場でございます。谷戸沢処分場と同様、技術委員会におきまして水質等の調査結果に特段の問題はないとの結論を得まして、エコセメント化施設の調査結果とあわせまして12月19日、地元22自治会の対策委員会にご報告をいたしまして、安全な管理運営を行っていることを確認していただいております。

続きまして、環境関係についてご報告いたします。

4ページをご覧ください。

谷戸沢・二ツ塚処分場及び本格稼働いたしましたエコセメント化施設の公害防止協定等に基づく水質等の調査、さらに大気中のダイオキシン類調査を行いまして、その結果を公表いたしております。

調査結果でございますけれども、両処分場及びエコセメント化施設につきましては、周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認されております。これらにつきましては、組合のホームページでも既に公表しているところでございます。

次に、ISO関係でございます。

平成16年度でございますけれども、ISO14001に従いまして認証を取得した私ども組合の環境マネジメントシステムに基づきまして、現在、効率的な事業の実施、管理を行っているところでございます。

昨年12月に、取得後2年目となる外部の登録審査機関による監査でございますサーベイランス審査を受けまして、当組合の事業はISO14001に適合しており、引き続き審査登録機関に登録されることを確認しております。

ISO関係は以上でございます。

議案書の5ページをご覧くださいければと思います。

次に、裁判関係についてご報告いたします。

前回の議会以降の動きでございますけれども、現在、循環組合関連の裁判で、循環組合が被告になっているものが2件、東京都などが被告になっているものが3件、計5件の訴訟が提起されております。また、ここには記載がございませんけれども、このほかに立川市及び日野市におきまして、エコセメント化施設に対する公金支出差止の裁判が現在係争中でございます。

5ページの上の2件が、循環組合が被告になっているものでございます。

1つ目は、処分場の建設差止等請求訴訟でございます。昨年の議会でもご報告申し上げましたけれども、昨年9月13日に一審の判決がございまして、処分場の公共性、必要性、ま

た処分場が処分場の周辺環境に影響を及ぼしていないことが認められ、原告側の請求をいずれも却下または棄却するもので、組合側が全面勝訴いたしました。

その後、9月27日に判決の内容を不服として原告側が控訴いたしました。控訴人の数は第一審の原告166名から59名になっております。今後、原告より控訴理由書が高等裁判所に提出され、第1回控訴審の審理は4月から始まる予定でございます。

2つ目は、エコセメント化施設操業差止請求訴訟でございます。この訴訟は、エコセメント化施設からの有害物質の拡散などにより、環境破壊をもたらすという内容で提訴されておりますが、現在、裁判所が争点を整理中でございます。

なお、1月15日に東京地裁八王子支部で進行協議がございましたが、この訴訟が専門的知見を要する内容であるとして、裁判所の専門委員制度を活用した争点整理が始まっております。当日は、裁判所から任命された2名の専門委員に、エコセメント事業の目的や施設の安全性についてご説明をいたしております。

次に、東京都などが被告になっているもので、循環組合の事業と直接関連するものについてご説明いたします。

まず、事業認定取消請求訴訟と収用裁決取消請求訴訟でございます。

この裁判は、東京都が二ツ塚処分場建設に際して行った事業認定及び収用裁決の取り消し等を求めて提訴されているものでございます。一昨年の11月に東京地裁において判決があり、被告である都知事及び収用委員会が全面勝訴いたしました。その後、原告の一部が東京高裁に控訴し、現在、控訴審弁論が行われております。

次に、代執行納付命令取消請求訴訟でございます。

この裁判は、トラスト運動の元地権者が、平成12年に行った収用の手続の瑕疵、納付命令額に不服があること等を主張しているものでございます。昨年の4月に第一審の判決があり、被告である東京都が一部敗訴したため、その後控訴し、現在控訴審弁論が開始されております。

いずれの訴訟につきましても、循環組合といたしましては、今後も東京都と協力して対応してまいります。

続きまして、6ページの広報関係につきましてご報告いたします。

まず、たまエコニュースでございますけれども、四半期ごとに組織団体と日の出町の全世帯を対象に135万部発行してございます。昨年12月24日発行の第40号では、エコセメントの2次製品が製造されている状況や、17年度の組織団体別の搬入量、多摩地域の家庭ごみ有

料化の取組などについて紹介しております。次号は3月25日発行を予定しております。

続きまして、三多摩は一つなり交流事業でございます。

この事業は、日の出町と組織団体の住民同士が、文化やスポーツを通じて交流を深めるために実施しております。昨年の11月以降、昭島市、調布市、多摩市及び日の出町に実施していただきまして、参加者から大変好評を得ております。

また、処分場・エコセメント化施設の見学会を11月から12月にかけて、多摩地域及び日の出町住民を対象に実施いたしております。

裁判関係と広報関係は以上でございます。

続きまして、7ページのエコセメント関係についてご報告いたします。

エコセメント化施設は、昨年7月に本格稼働を始めてから概ね順調に稼働し、約半年間を経過しております。

稼働状況についてでございますけれども、議案書には昨年10月から1月までの焼却残さ受入量とエコセメント出荷量を記載しておりますが、まず焼却残さにつきましては、7月の本格稼働以降、月約7,000トンから8,000トン受け入れておりまして、全量をエコセメント化しております。できましたエコセメントは、一度サイロに貯留し、需要先との調整に従って出荷いたしますので、月ごとに若干の差はございますけれども、この半年間で見ますと、生産量とほぼバランスのとれた出荷となっております。なお、1月につきましては、現在集計中のため、空欄となっております。

また、昨年11月には、予定しておりました電気設備の法定年次点検等を含めた中間点検・修繕を行っております。

現在、2次製品メーカーにおきまして、エコセメントを使いまして道路側溝や境界ブロック、インターロッキングブロック等が製造されており、道路工事等で使用され始めております。当組合においても、今年度末に処分場内の工事でエコセメントの生コンクリートを利用することにしてございます。

当組合のエコセメント事業は、公共団体が実施する全国で初めての試みでございまして、生産されたエコセメントの利用を着実に進めることが、今後事業を安定化させるために極めて重要でございます。先般、東京たまエコセメントを使用した2次製品の取り扱い先一覧を組織団体に配布させていただきました。今後とも、組織団体が積極的にエコセメントやその製品を使用していただきますようお願い申し上げます。

以上が経過報告でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上をもって報告は終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） 質疑なしと認めます。

以上をもって管理者報告を終わります。

〔日程第5〕 議案第1号 東京たま広域資源循環組合組織条例の一部を改正する条例

〔日程第6〕 議案第2号 東京たま広域資源循環組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（佐藤 茂也君） 日程第5、議案第1号 東京たま広域資源循環組合組織条例の一部を改正する条例及び日程第6、議案第2号 東京たま広域資源循環組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、ともに関連がございますので、2案を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 東京たま広域資源循環組合組織条例の一部を改正する条例及び東京たま広域資源循環組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

ただいま上程されました議案第1号につきましては議案書9ページから、議案第2号につきましては議案書15ページからとなります。

本2案は、去年の地方自治法の改正に伴い、特別職である収入役の制度が廃止され、一般職である会計管理者を置くものとされたことに伴う当組合の収入役関連条例の改正案でございます。

詳細につきましては、事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） それでは、引き続いて事務局より説明をお願いします。

中村事務局長。

○事務局長（中村 豊君） 座って失礼させていただきます。

それでは、私から、主な改正内容につきましてご説明をさせていただきます。

この両案件でございますけれども、今、管理者からございましたように、昨年の地方自治法の改正によりまして、普通地方公共団体におきまして、本年4月から収入役が廃止され、一般職である会計管理者を設置することとされたことに準じまして、特別地方公共団体である当組合の関連条例を改正するものでございます。このため、これらの改正案につきましては一括してご説明をさせていただきます。

それでは、議案書の13ページをお開き願います。

まず、議案第1号の組織条例の一部改正案の内容でございますけれども、新旧対照表の右欄の第2条、事務分掌中の総務課所管の「収入役及び監査委員に関する事」とある規定から「収入役」をまず削除するものでございます。

続きまして、19ページをお開き願います。

議案第2号の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案の内容でございますけれども、第1条の目的中「収入役」を管理者等の定義から外しまして、第2条報酬の規定中「収入役」を削り、報酬の対象としないものとするものでございます。いずれの理由も、収入役が廃止されまして、収入役に代わる会計管理者が一般職となることによるものでございます。その他の改正部分は、項目整理でございます。

なお、新たに設置する会計管理者につきましては、一般職を充てることとなりますので、組織条例中は特段規定はしないことということになります。また、附則によりまして、現に在職する収入役は、組織団体の任期中においては従前のおり在職し、その効力も有するものでございます。当組合の収入役も、組織団体において任期がございますので、その任期中は在職するというところでございます。

今後の会計管理者の選任につきましては、会計管理者は事務局長など組合の役職者が兼職することができないと解されていることから、組織団体の会計管理者を組合の会計管理者と兼職させていただく考えでございます。

これらにつきましては、4月1日から施行する予定でございます。

以上、第1号議案及び第2号議案につきまして、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上をもって説明は終わりました。

議案第1号、第2号について一括して質疑を受けます。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） 質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号及び第 2 号について、一括して討論に入ります。

討論のある方、反対討論の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） 賛成討論の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） 討論なしと認めます。

質疑、討論は一括して審議に付しましたが、議案の採決につきましては個別に採決をしまいたします。

まず、議案第 1 号 東京たま広域資源循環組合組織条例の一部を改正する条例を挙手によって採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 2 号 東京たま広域資源循環組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

〔日程第 7〕 議案第 3 号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（佐藤 茂也君） 日程第 7、議案第 3 号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 議案第 3 号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、東京都に準じた給与体系をとっております当組合職員の給与条例につきまして、

東京都の条例改正に伴い改正を行うものでございます。

主な内容は、給料表の改定並びに給与構造・制度の変更などを行うものでございます。

詳細は事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐藤 茂也君） 引き続き、中村事務局長、説明をお願いします。

○事務局長（中村 豊君） それでは、申しわけございません、また座って説明をさせていただきます。

主な改正内容でございますけれども、当組合の給与体系でございますけれども、東京都に準じておりますので、本案は昨年12月の東京都の条例改正に伴いまして改定をするものでございます。

内容としては、2つの大きな柱として、給与の改定及び給与構造・制度の変更についての改正を行うものでございます。

今回の改正の方法は、給与の改定等に関する条例を改正条例第1条とし、給与構造・制度の変更に関する改正を改正条例第2条とした形式をとってございます。

それでは、33ページの新旧対照表をお開き願います。

まず、給与の改定等に関する改正でございますけれども、1つ目が、第9条第3項第1号及び第2号の改正でございます。その内容は、扶養手当のうち配偶者及び欠配第1子について1万4,500円を1万3,500円に減額するものでございます。

2つ目は、34ページの第11条第2項の内容でございますけれども、地域手当の支給割合を10%から18%に引き上げるものでございます。なお、これにつきましては、段階的に引き上げることとし、平成19年度は附則によりまして13%とするものでございます。

3つ目が給料表の改正でございます。給料表を24ページ、25ページの別紙のとおり改正するものでございまして、行政職給料表を平均で1.1%ベースダウンの改正を行うものでございます。

この改正の所要の調整といたしまして、3月の期末手当は支給率0.25カ月から0.03カ月を減じた0.22カ月を支給いたします。

以上は3月1日から施行する予定でございます。

次に、給与構造・制度の変更に関する改正でございます。

まず1つ目が、給与制度の変更に伴うもので、少子化対策として33ページの新旧対照表にございます第9条第3項第4号のとおり、3人目以降の子等については4,000円から5,000円に増額するものでございます。

2つ目は、給与構造の変更といたしまして、部長・参事級の職の見直しを行いまして、級構成の改定を行うもので、27ページ、28ページの改正条例第2条別表のとおり、8級及び9級の級構成を新たに8級に改めるものでございます。

以上は4月1日から施行する予定でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 説明が終わりました。

質疑を受けます。

谷議員。

○26番（谷 四男美君） これは、地域手当がこれは100分の10から100分の18に改定して、当分の間、19年度は100分の13から徐々にこれを引き上げていくものと思われまじけれども、これはその背景には恐らく給料表の改定といいますか、給料表本表そのものが全体的にダウンするということで、その見返りといいますか、その救済措置として、期末も恐らく若干ダウンですから、地域手当でもってそれをフォローするという形になろうかと思うんですけれども、都の職員に準じておりますけれども、トータルではその地域手当でフォローしても職員の手取りの給料というのは総体的にはダウンしていくものなのかどうか、その辺について伺います。

○議長（佐藤 茂也君） 総務課長。

○総務課長（風間 智君） ただいまのご質問でございますが、まず給料表の改定及び地域手当の改正につきまして、これは公民格差によるものとなっております、あくまでも東京都の給料表の改定、当組合につきましては、半数は東京都の職員、あるいはその他組織団体につきましても、最近では東京都の給料表に準じてきているところが多いということで、改正するものがまず一つの趣旨でございます。職員に対する影響でございますけれども、給料表のダウン及び地域手当のアップということで、あわせて見ますと、組合の年収で見ますと、平均的には年収で約4万円ほどの減になってこようかというふうに試算をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） それでは、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

〔日程第8〕 議案第4号 平成19年度東京たま広域資源循環組合負担金について

〔日程第9〕 議案第5号 平成19年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

○議長（佐藤 茂也君） 日程第8、議案第4号 平成19年度東京たま広域資源循環組合負担金について及び日程第9、議案第5号 平成19年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算については、ともに関連がございますので、2案を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 議案第4号 平成19年度東京たま広域資源循環組合負担金について及び議案第5号 平成19年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算について、あわせて提案理由の説明を申し上げます。

平成19年度予算案は、エコセメント化施設が初めて通年稼働するとともに、運営経費である原油価格が高い水準にあることなどから、エコセメント事業費の増加が見込まれる中、二ツ塚及び谷戸沢両処分場につきましては、適正な維持管理を行えるように配慮しつつも、歳出額の削減に努め、全体として極力歳出額の増加を抑制するようにいたしました。

また、歳出につきましては、組織団体の厳しい財政状況にかんがみ、基金も活用しながら負担金からの収入を極力抑えるようにいたしました。

議案第4号 平成19年度東京たま広域資源循環組合負担金についてご説明を申し上げます。

本案は、平成19年度の組織団体の負担金につきまして、総額93億3,000万円のご負担をお願いをするものでございます。18年度に比べまして、5,450万円余の減額となっております。

議案第5号 平成19年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算についてご説明を申し

上げます。

予算案は、第1に歳入歳出予算ともに104億7,751万7,000円とし、第2に一時借入金の最高額を10億円とするものでございます。

主な計上事業は、エコセメント事業費54億円余並びに二ツ塚及び谷戸沢処分場19億円余などでございます。

なお、詳細につきましては事務局長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 引き続いて、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長。

○事務局長（中村 豊君） それでは、まず予算についてご説明をいたしまして、その後、負担金についてご説明をさせていただきます。

別冊にございます一般会計予算及び同説明書によりましてご説明をさせていただきます。別冊の一般会計予算及び同説明書の9ページからまず11ページにかけまして、事項別の明細書の総括表が掲載してございます。9ページをお開きいただきます。

9ページにございますように、歳入歳出予算は104億7,751万7,000円、前年度当初予算比で4億5,550万円、4.54%の増となっております。

それでは、まず初めに、歳入についてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。

まず、第1款分担金及び負担金でございますけれども、管理費分4億4,648万3,000円、事業費分88億8,351万7,000円の合計93億3,000万円でございます。

なお、負担金の算出方法などは、後ほどご説明をさせていただきます。

第2款財産収入でございますけれども、824万2,000円を見積もっております。第1項財産運用収入は、谷戸沢処分場隣接地を斎場組合などに貸し付けている土地の賃料と基金の預金利子でございます。

第3款繰入金は、エコセメント化施設の修繕費に充てるため、最終処分場等施設整備基金から繰り入れを見込んで、2億4,444万1,000円を計上いたしております。

14ページ、15ページをお開き願います。

第4款繰越金でございますけれども、最近の状況を踏まえまして、5,000万円増額を見込みまして、1億5,000万円として計上いたしております。

第5款諸収入でございます。谷戸沢・二ツ塚両処分場の維持管理業者が使用する光熱水費

等の公共料金のほか、エコセメント化施設運営業務の受注者が使用する電力料や上下水道料を、総計予算主義に基づきまして、組合が支出する歳出見込み額と同額を受注者からの歳入として計上いたしております。

また、製造されるエコセメント等の売却益を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

10ページでございますけれども、歳出の款別の予算額及び前年度との比較でございますけれども、この10ページにまとめてございますので、随時ごらんいただければと存じます。

なお、歳出のうち、委託料と工事請負費につきましては、説明欄には主な事業のみを記載しておりまして、全件一覧につきましては別紙にて表示をしております。

それでは、申しわけございません、16ページ、17ページをお開き願います。

まず、第1款議会費でございます。

議員報酬を始め、議会の諸活動に要する経費として1,196万2,000円を計上してございます。前年度に比べ35万6,000円の増額となっておりますけれども、これは本年度には2年ごとの議員の交代が見込まれまして、議員報酬は月額で支払われるために、報酬の重なりが予定されますので、その分を計上いたした関係で、増額となっているものでございます。

次に、第2款総務費でございますけれども、第1項総務管理費と次の20ページの第2項監査委員費を合わせますと、10ページに記載しておりますけれども、1億3,908万6,000円で、前年度に比べまして980万8,000円の減額となっております。

主な減の要因でございますけれども、人件費関係の減のほか、組合名称変更に伴う例規集全面改訂の終了など、各種経費の削減によるものでございます。

第1項総務管理費でございますけれども、理事の報酬や職員6人分の人件費、その他事務的経費でございます。

20ページの第2項監査委員費でございますけれども、監査委員報酬を始め、監査委員の活動に要する諸経費となっております。

各費目別の予算額でございますけれども、16、17ページの下段から20ページ、21ページにかけて記載をしております。

続きまして、22ページ、23ページをお開き願います。

第3款衛生費でございますけれども、これも10ページに総括が記載してございますけれども、76億8,513万1,000円を計上してございまして、予算総額の73.35%を占めております。前年度当初予算対比では6億842万3,000円の増となっております。

まず、第1目の清掃総務費でございますけれども、嘱託職員、臨時職員を含む職員21名分の人件費やその他事務諸費用など3億138万9,000円を計上してございます。前年度対比では2,515万7,000円の減額でございます。減額の主な理由は、前年度中に見学者用ビデオの作成を終えたことなどによります。

各費目でございますけれども、第13節委託料は、組合広報紙でございますたまエコニュースの発行等及びISO14001維持管理・環境報告書作成等に係る経費でございます。

第19節負担金、補助及び交付金には、三多摩は一つなり交流事業の補助金などを計上しております。

24ページ、25ページをお開き願います。

次に、第2目二ツ塚処分場費でございます。14億9,137万4,000円を計上しております。前年度対比では3億254万7,000円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、相沢沖用地購入が終了したことや、廃棄物埋立量の減少、また工事請負費の減などがございます。

各費目につきましては、24、25から、26、27ページまでに記載してございます。

25ページでございます。

第13節委託料でございますけれども、説明欄記載のとおり、管理業務関連で1億7,017万9,000円、運営及び維持管理関連で1億5,800万円、浸出水処理業務関連で1億1,930万円、環境調査関連業務で2億4,150万円、合わせて6億8,897万9,000円を計上しております。

26ページ、27ページをお開き願います。

第15節工事請負費でございますけれども、維持管理に係る工事経費といたしまして、生物化学処理槽混和槽防食塗装工事に840万円を計上してございます。二ツ塚処分場が開設して10年目に入りますけれども、今後も施設の設備維持のための改良工事や修繕等が生じてくると考えられます。

第19節負担金、補助及び交付金でございます。二ツ塚処分場設置に係る地元への地域振興費で、内訳は、日の出町との基本協定に基づく地域振興事業費が6億円、秋川流域開発振興協議会へ、魚の放流事業費として2,000万円をそれぞれ交付することといたしております。

次に、第3目谷戸沢処分場費でございます。

予算額は4億6,899万2,000円で、前年度対比7,443万円の減額となっております。減額の主な要因につきましては、場内電気設備改修工事の終了、モニタリング調査関係の経費精査などによるためでございます。

各費目につきましては、26ページから29ページに記載をしてございます。

27ページでございますけれども、第11節の需用費には、浸出水処理施設用の消耗品費や光熱水費、修繕料等1億186万7,000円を計上いたしております。

第13節委託料でございますけれども、維持及び管理業務関連で1億1,841万円、浸出水処理業務関連で6,237万円、環境調査及び整備業務関連で1億1,600万円、合わせて2億9,678万円を計上いたしております。

29ページの第14節使用料及び賃借料は、処分場内の町有地、国有地の借上料などがございます。

第15節工事請負費では、本年度も引き続きビオトープの整備工事を進めるため、1,450万円を計上いたしております。

第19節負担金、補助及び交付金は、日の出町との協定に基づき、水質調査等の負担金として2,000万円を計上しております。

次に、第4目エコセメント事業費でございます。

54億2,337万6,000円で、前年度に比しまして10億1,055万7,000円の増額となっております。増額の主な要因でございますけれども、エコセメント化施設運營業務委託関係で、19年度から通年稼働となること、あるいは燃料費の高騰などがございます。

各費目につきましては、28ページ、29ページに記載してございます。

29ページの第11節需用費でございます。

施設稼働に伴う電気及び上下水道の光熱水費が6億5,499万円、毎年のメンテナンスに必要な経費として修繕料2億8,800万円のほか、消耗品費80万円など、合わせて9億4,379万円を計上いたしております。

第13節委託料でございますけれども、施設運營業務委託、施設運營業務モニタリング支援業務委託など、運営及び管理業務関連で39億4,045万5,000円、環境モニタリング調査委託など調査業務関連で2,260万円、エコセメント事業の周知と理解を得るための広報業務関連で1,169万1,000円、合わせて39億7,474万6,000円を計上いたしております。

第14節使用料及び賃借料でございますけれども、施設運営に当たりまして、新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOの特許技術を使用するため、施設所有者である当組合がNEDO関係団体に支払う必要があるため、33万6,000円を計上いたしております。

第19節負担金、補助及び交付金でございますけれども、公設民営であるエコセメント化

施設の固定資産税相当額の考えのもと、協定に基づきまして、所在地である日の出町に対しまして、昨年の6億円に引き続き、19年度は5億円を交付するものでございます。これにつきましては、19年度が最終年度となります。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

第4款公債費でございますけれども、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント事業の建設工事に係る政府債及び東京都の区市町村振興基金の償還金でございまして、合計25億9,127万5,000円を計上いたしております。前年度に対しまして9,353万1,000円の減額となっております。

第5款諸支出金でございますけれども、基金費として基金の利子分を計上いたしております。

32ページ、33ページをお開き願います。

第6款予備費でございますけれども、5,000万円削減し、5,000万円といたしております。以上が歳出の主なものでございます。

なお、34ページ以降でございますけれども、給与費の明細書、債務負担行為に関する調書、組合債の現在高等に関する調書、歳入歳出経費別内訳を記載してございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第5号 平成19年度東京たま広域資源循環組合負担金についてご説明を申し上げます。

誠に申しわけございません、議案書にお戻りをいただきまして、議案書の37ページをお開き願います。

まず、37ページに19年度の組織団体の負担金の一覧、次の38ページには負担金の前年度対比、39ページには算出根拠と内訳が記載されております。

39ページをご覧ください。

ここにごきます管理費分につきましては、均等割と人口割で算出をいたしております。事業費分につきましては、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場、エコセメント事業のそれぞれに係る負担金を合計して算出してございます。

なお、19年度の負担金の算定に当たりましては、第2次減容化計画の精算及び平成18年度エコセメント化施設に係る特別交付金関係予算に対する精算が織り込まれております。

負担金につきましては、組織団体の厳しい財政状況に鑑み、歳出額の縮減に努めた上で定めてございます。

以上、第4号議案及び第5号議案につきましてご説明をさせていただきました。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上をもって説明が終わりました。

議案第4号並びに第5号について一括して質疑をお受けします。

質疑のある方はどうぞ。

7番、杉崎議員。

○7番（杉崎 源三郎君） 2点ほどお聞きをしたいんですが、まず、19年度予算の歳出の方なんですが、議員報酬が若干増えているということで、その理由として改選時期のため、1カ月分の報酬を二重計上しているためだと、こういう説明がございましたけれども、今、各自治体ともいろいろな財源の有効活用のために、いろいろな行革が進められてきているわけでございますけれども、我が昭島市におきましても、数多くの事務事業等の見直しを行って有効活用をしてきているわけでございますが、そうした中でも、議員報酬においても例外ではありませんで、改選時における重複支給を廃止してきております。東京都も同様でございます。要するに日割りの計算で行ってきているわけでありまして、このような観点から、循環組合はこの点どのように考えられますか。また、見直す考え等はあるのか等々をお聞きしたいと思います。

それから、もう一点でございますけれども、委託契約の件なんですけれども、平成17年10月の第2回定例会で、管理課長の方から、随意契約の中でも競争入札を数年ごとに行うことのできる業務内容については精査し、可能なものは検討の上実施していきたいという答弁をいただいておりますけれども、平成18年度も現在第3四半期が終わった中で、数年ごとにはできる業務があったのかどうか、また、なかったとしたらどのような理由か、事例を挙げて説明をいただければと思います。

以上、議員報酬の件と、それから競争入札の件、お聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤 茂也君） 総務課長。

○総務課長（風間 智君） まず第1点の議員報酬の件につきましてお答え申し上げます。

平成19年度予算におきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、議員の2年ごとに見込まれる改選によりまして、33万9,000円を議長分、副議長分、議員分合わせまして23名分の改選予定ということで重ね分を計上しているところでございます。

この議員報酬につきましては、東京都及びそのほか組織団体を眺めてみますと、概ね半数の割合で日割り及びそうでない団体に分かれているようでございます。当組合につきまして

は、現在条例上、重複計上による制度ということで、条例から見ましては日割り計算ができない形になっております。

議員のご意見につきましては、経費の節減、行政改革という視点で考えれば、非常に貴重なご意見ということでございますけれども、基本的には、議員報酬ということで、議会内のことでございますので、議会の中で主体的にお考えいただけると、組合といたしましても大変ありがたいと考えております。

今後、各議員のご意見をいただきながら、必要ということであれば、ブロック代表者会議などに委ねまして、今後の対応を図ってまいりたいと考えております。

議員報酬につきましては以上でございます。

もう1点、契約でございます。随意契約で、今後数年ごとに行うことで、可能なものは競争入札で実施するというようなご質問でございますけれども、こちらにつきまして、実際のところ、平成18年第3四半期も終わったところでございますが、当時に比べましても、いまだ正直なところ随意契約の割合がそれほど下がっているという現状ではありまして、若干逆に上がっているような現状でございます。これにつきましては、以前にも申し上げたかと思えますけれども、処分場の適正かつ安全な管理を行うための業務ということで、専門性、特殊性、地元に対する信頼確保などの面から見まして、継続的に随意契約でしなくてはいけない、せざるを得ないというような状況がありますので、随意契約が多いという点につきましては、その辺のところからきているところでございます。

ただ、こういった処分場の安全上の根底にかかわりますものにつきましてはなかなか難しいところはございますけれども、例えば今発行しております広報紙あるいはホームページの関係ですとか、こういったことも業務委託をしているわけでございまして、これは2年に1度ですとか、コンペ方式あるいはプロポーザル方式といった総合評価的な契約方法もとってきておるという形でございます。

今後できるだけ、処分場の方も谷戸沢など安定化に向かいつつある中で、何かまた競争入札ができるようなものを極力見つけて、その中で競争入札ができるものがあれば、そちらの方に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 杉崎議員。

○7番（杉崎 源三郎君） 今、2点の答弁いただきましたけれども、今後行革推進を進める上からも、可能な限り競争入札、可能なものは検討され、推進していかれるようお願いを

しておきます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） ほかに。

榛澤議員。

○4番（榛澤 茂量君） 日ごろより組合の事業にご尽力をいただきまして、本当にありがとうございます。

新しい19年度の予算が今出されましたけれども、指数としてとらえておきたいと思ひまして質問をさせてもらっています。

組合の総搬出量と総事業費というんですか、総経費というんでしょうか、それを組合の該当する範囲の中の人口で割った数字というのが1人当たりの数字になりますけれども、それぞれ直近の実績の部分と、この19年度の予算の数字等をわかりましたらお答えいただきたいと思います。もしそれがなければ、後からでも結構でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 事務局長。

○事務局長（中村 豊君） ちょっと現在、資料がございませんので、また後ほどお示しさせていただきますと思いますけれども、ただ、基本的に事業でございますけれども、例えばエコセメントの建設が進んでいるときは、かなり全体の予算が膨らむということもございますので、単純には比較できないのかなとも思いますけれども、基本的には多摩地域の人口は、徐々にでもありますけれども、増えているという形でございますので、私どもの事業の予算は、そのエコセメントの建設を除けばそれほど変わっていないという状況もございますので、人口比でいきますと、その建設を除けば若干は低下傾向にあるのかなと考えてございます。ただ、今、詳細なところがございませんので、またお示しさせていただければと思っております。

○議長（佐藤 茂也君） 榛澤議員。

○4番（榛澤 茂量君） そういう難しいことではなくて、総搬入量に対する総費用といいましても、そのエコセメントその他の部分は特別なものですから除きまして計算していただければ、長い目で見たその数字の推移が出ると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 茂也君） 事業課長。

○参事兼事業課長（細谷 昌平君） あいにくご指摘のデータは今持ち合わせておりませんが、とりあえず平成17年度の搬入量としてはデータがございます。

17年度は、埋立量といたしまして、まず不燃でございますけれども、これは立米単位で

ございまして、1万8,688立米でございました。一方で、焼却残さの方でございますけれども、灰の重量の搬入量でございますけれども、平成17年度の実績で9万3,661トンでございます。

それを総事業費との関係でどのように出すかでございますけれども、先ほど局長からもご説明申し上げましたとおり、例えば維持管理費だけで見るとか、あるいは公債費の償還まで見るのかによって、年度によって変わってくると思います。そうした前提条件を整理しながら改めてご提示したいと考えております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 永井議員。

○5番（永井 寅一君） 説明資料の42ページの債務負担行為でございます。その中で、19年度以降の支出見込み額として、平成19年から37年までの総額だと思うんですが、499億6,190万円が計上されております。これは債務負担行為ということで借金だと思うんですね、借金。この499億円の借金を、きょうここにおられる議員さんが37年までの借金を認めるということとはできるんですかね。ちょっと金額が大き過ぎますよ。

例えば青梅市の19年度予算は444億4,000万円かな。そういう金額なので、ただ債務負担行為というとなんかわかりにくいんでしょうけれども、債務負担行為というのは借金ですので、この辺のものを議員が、私が例えばここで認めて、青梅市に帰って、499億円の借金をしてきましたよということと言えないと思うんですよ。やはりこの提出をするにはそれなりの説明がないと、市民にちゃんとした説明ができないと思うんですよ。債務負担行為というから何ともないと思うんだけど、借金499億円といたら、ええ、こんなということになると思うんですよ。その辺はいかがでございしますか。

○議長（佐藤 茂也君） 総務課長。

○総務課長（風間 智君） ただいまの債務負担行為のご質問でございます。こちらについてお答えいたします。

債務負担行為の調書ということでございまして、この債務負担行為につきましては、当初、この建設工事に着手する平成15年だったかと思いますが、その予算で債務負担行為の議決をとるということで、限度額800億円、それにただし書きがついている限度額でございますけれども、そういったものを組合の議会の中で議決をいただいております。現在執行が300億円、残額が約500億円弱というようなことになっております。当初、その限度額の設定のときに議決をいただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 永井議員。

○5番（永井 寅一君） だから怖いんですよ。平成15年に決めたから、19年度は499億円だ。当初は800億だ。そこなんですよ、私ら。やはり今ここをしっかりとっておかないと、我々が認めたということは、次の、我々もいつまでもこの議員をしているわけにいかないわけがありますので、そのときに、19年度にこれをお認めいただいたということで、事務方はそうするであろうけれども、やはり債務負担というのは借金なんだから、その辺のことを法に従ってしていると思いますけれども、ここで新しく認めるということになれば、大変そういう意味での私はこれに対して自分としては認めていいのかなというふうな気がいたします。事務方は、必ず、じゃ19年度にお認めいただいたとやるわけだから、それは私、困るわけです、はっきり申しまして。やはり単年度でできないのかどうかということで、その辺の法的なものをちゃんとしないといけないというふうに私は思います、借金なんだから。

○議長（佐藤 茂也君） 管理者。

○管理者（石川 良一君） エコセメント化施設を建設するに当たりましては、PFI方式の類似の方式を用いるということで、長期にわたって債務を起し、そして長期にわたってそれを返済していく、こういう方式で議会でもお認めをいただき、もちろん議論をし、進めてきたわけでございます。ですから、ここでその決定をいただくということではございません。こういう方式をとらなければ、このエコセメント化施設についてはできなかったというか、そういう方式でもって進めてきたということでございますので、別段今議会でこの債務負担を背負わなきゃいけないとかいうたぐいのご議決をお願いをしているというわけではございません。既にそういう方式で進んできているということでございますので、長期的な財政計画を持ちながら、当然これは進めてきているわけでありまして、私ども事務局も責任を持ってこれについては対応していけるということで、長期の計画で進めているわけでございます。

○議長（佐藤 茂也君） ほかにございますか。

中島議員。

○2番（中島 光男君） 19年度予算につきまして何点かお尋ねしたいんですが、1つは、歳入の諸収入の中でのエコセメント売却益ですが、18年度は10カ月で6,670万ということで、19年度は通年稼働ということで8,379万ということですが、このエコセメント、今後どのくらい売却していこうと考えていらっしゃるのか。先ほども、いろいろインターロッキングブロックとか道路整備だとか、需要が非常に増えてきたということですが、例え

ばこれから10年間ぐらいそういった計画が、ある程度このぐらいを売却していきたいという、そういう計画がもしあるのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

それからもう一つは、この広報活動、衛生費の委託料とかエコセメント事業の中での委託料の中に広報業務関連の予算があるわけですが、当組合の年間予算が104億ということで、これは一つの町の1年間の予算にも匹敵するぐらいの大きな団体であるわけですね。

しかし、一般市民からしますと、この東京たま広域資源循環組合という存在とかエコセメントが、要するに焼却灰がエコセメントとしてリサイクルされているというような、そういった存在を知らない市民というのはたくさんまだいらっしゃるわけですね。そういった意味から、この広報ということにつきまして、もっと力を入れていかなきゃいけないと思うんですが、ここら辺の考え方、取り組みについてどのように考えていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

それからもう一点は、これは二ツ塚処分場費の地域振興事業負担金ということで、6億2,000万ですか計上されています。私は、この組合議員になってまだちょっと間もなくで、昨年の当委員会の議事録を読ませていただきました。その中に、このエコセメントの施設建設に当たって、特別交付金ということでこれから20年間分を18年、19年の2年間で11億円払うと。18年が6億、19年度が5億ですか、ということで固定資産税に見合う額として払っていくんだという話があったわけですが、こちらの二ツ塚に関しましては、これはずっとこの額を負担をしていくという、こういう考えなんですか。その点、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 茂也君） では、3点あります。

エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） ただいまのご質問でございますけれども、今後の売却ということでございます。

現在、生産されたエコセメントは太平洋セメントの方で2次製品メーカー等に売却をしています。簡単に仕組みを説明いたしますと、私どもの組合でつくりましたエコセメントにつきましては、受託者でありますSPC、東京たまエコセメント株式会社が全量有償で買い取る契約になってございます。この段階で循環組合は四半期ごとに歳入計上をしているところでございます。その後、SPCから今度はユーザーであります太平洋セメントに販売されて、太平洋セメントの販売力を使って販売されていくことになってございます。

今回、19年度の予定につきましては、年間310日稼働ということで計算しておりますので、

13万3,000トンが年間計画生産量でございます。その後、各年度の焼却灰の搬入量に見合った生産量ということで、販売されていくことになり、ここ数年は、大きな変動はなく、生産されていくという予定になってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 企画調整課長。

○参事兼企画調整課長（峯尾 始君） まず1点目の広報展開の業務委託の予算計上でございます。

議員がおっしゃるように、清掃総務費の中で広報活動業務委託等が計上されております。これにつきましては、ご存じのように、たまエコニュース、これは年4回、1回135万1,000部、組織団体の各住民の方全世帯に配布をしているものでございます。年4回発行いたしまして、今、特にエコセメント事業がもう稼働いたしておりますものですから、エコセメントの事業展開、エコセメントの目的、必要性、安全性等について繰り返し広報しているところでございます。

それから、エコセメント事業費の中にも、19年度は広報展開業務委託ということで計上させていただいています。この中身につきましては、従来から行っております各組織団体で環境フェスタとかそういう事業をされております。そこに場所をお借りし、出展をしまして、エコセメント事業の広報等に努めている経費でございます。

また、それ以外に、稼働後1年たってからまた広報を展開していきたいと思ひまして、エコセメントの広報展開、例えば駅の駅張りの広告とか、その他につきまして繰り返しエコセメント事業、また処分場の事業について広報をしてみたいというふうに考えております。

それから、3点目の地域振興事業の負担金でございます。

6億2,000万計上してございますが、この内訳でございますけれども、地域振興事業負担金として協定を結びまして、日の出町に6億円、それから秋川流域開発振興協議会に魚の放流事業として2,000万円、それぞれ支出してございます。日の出町に負担金として出してございます地域振興事業負担金でございますが、一応平成21年度までとなっております。その後につきましては、また要望があれば検討するということになると思ひますけれども、21年度まで支給するものでございます。

また、魚の放流事業の2,000万につきましては、平成19年度が最終年度となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 中島議員。

○2番（中島 光男君） わかりました。

広報につきましては、このエコニュースを年4回配られているということで、それなりの活動をされているんでしょうけれども、なかなかこういったこともまだ市民についてはよく伝わっていないということもありますので、この配布方法は全戸配布ですか。

○参事兼企画調整課長（峯尾 始君） そうでございます。

○2番（中島 光男君） 新聞折り込みじゃなくて。

○参事兼企画調整課長（峯尾 始君） 新聞折り込みです。

○2番（中島 光男君） そういったことも私たちもまだ知らないような状況もありますので、ぜひまたこういったこと以外にも、この広報をぜひ力を入れて取り組んでいただきたいんですね。

特に、今ご説明の中にありました各町ではそれなりのイベント等行っておりますので、この広報にも稲城とか日の出、また国分寺の環境祭り等でこのPRもされているというような記事も載っていますけれども、ぜひこういったイベントにPRをしていただきたような、そういう取り組みもぜひこれからはさらに力を入れてやっていただきたというふうに思います。

それからもう一点、この日の出町の地域事業ですか、地域振興事業、これは21年度で一応は終わると。これは6億の負担が一応終わるということですか。その後についてはまた要望があれば検討するというようなことなんでしょうけれども、これをもう少しわかりやすくお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 茂也君） 企画調整課長。

○参事兼企画調整課長（峯尾 始君） 地域振興事業に関する協定に基づきまして、先ほど申しましたように、最終年度が21年度でございますが、22年度以降の実施につきましては、協定の中でも別途協議することになっております。その段階において検討、協議を行うことになると思います。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） ほかに。

桜木議員。

○20番（桜木 善生君） 少しご説明願いたいんですけれども、1つは、いわゆる財政見通しというんですか、去年の議会でも私聞いたところでもありますけれども、負担金の話で、各市それぞれ負担金をめぐって、さらにまた減容化、資源化、リサイクル、さまざまな努力をされていると思うんですけれども、当市のことを引き合いに出すと、先ほど我が市の課長の

方から話は聞いたところでありますけれども、昔の第2次の減容化のときの精算金が入っているから、東久留米の場合は増えているよと、こういうことだと思うんですけれども、それはそれとして、いわゆる今後負担金がどうなっていくんだろうかという話は、それぞれ正直言って興味があるところなんです。

その将来見通しとして、現状はこうであるよ、固定経費はこうであるよ、しかしごみの搬出量等々について、搬入についてはこうであるから、こんなふうになっていくんじゃないだろうとかくらいな話は、私は当然してしかるべきだと思いますし、先ほど来、債務負担の話も出ていますけれども、私は、平成15年の当時、この議会にいませんでしたからわかりませんが、いわゆる債務負担を組んで、特に私が聞きたいのは、将来見通しと同時に組合債が267億ありますよね。267億の組合債のうち、これらは先ほど事務局長は政府債だとおっしゃっていました。その両方とも関連があって、その債務負担とも関連するんでしょうけれども、要するにこの267億の起債というのは、借りている相手が政府債であって何ぼの利子で借りているのかなと思うんです。何ぼの利子で借りていて、期間は最長何年なのか、ピーク時はどの年度なのか、そういったことのご説明も求めたいと思うんです。

同時に、細かい話で恐縮ですけれども、債務負担の財源内訳のところ、359億何がしの一般財源が書いてありまして、その隣に特定財源があって、その他財源とありますよね、140億3,682万円と。その他財源のその他ってどういう意味なんでしょうか。そのご説明をお願いします。

それから、大変細かい話で、個人的な私興味もあるものですから、ちょっとお伺いしたいんですけれども、魚の放流事業って大変結構だなと思って聞いていたんですけれども、2,000万というんですけれども、2,000万は魚2,000万全部買っちゃって放流したんですかね。魚がそこに秋川に居ついているか、私もたまに秋川に行くんですけれども、余り魚がかかった経験はないんですけれども、秋川にあの近くに住んでいる方には申しわけないんですけれども、イワナ、ヤマメというのは、かなり冷たいところには生息するんですね。マスだと、結構ぬるっこいところでも生息するんですよ。秋川というのは、どっちかという、山の方じゃありませんから、イワナ、ヤマメというのは難しいと私は聞いているんです。この話をすると1時間ぐらいしゃべっちゃうんですけれども、放流した段階ですぐ釣れるんですよ。しかし、そこに四、五年で居つくか。多分10センチ程度の魚を放流しているんだと思うんですけれども、1年で二、三センチ、四、五センチに大きくなりますから、そうすると、何が言いたいかというと、2,000万かけてどういった成果やどういった効果があったのか。

逆に地域住民がどういったプラス効果があったのか、もう少しその辺をご説明いただいた方が、いや、これは委託事業だから関係ないよとおっしゃるように私には聞こえたものですから、もう少しその辺の二義的なことを含めてご説明いただければなど。後段の部分はちょっと楽しい話なんですけれども、その辺はどうでしょうかね。

○議長（佐藤 茂也君） 事業課長。

○参事兼事業課長（細谷 昌平君） 私から、財政の見通しと、あと公債費の関連をお答えしたいと思います。

財政の見通しでございますけれども、今後10年程度の財政計画、収入と支出がどれくらいあるのかというのを内部で試算いたしました。これは、ちょっとあくまで内部での検討でございまして、エコセメント事業につきましては、燃料費等の変動がございますので、試算という形ではございますけれども、今後、公債費の償還が平成20年から24年度までピークを迎えます。年間で32億から34億円程度償還しなければなりません。そういう関係がございまして、負担金につきましては、このピークを乗り越えるまでは、すなわち平成24年ぐらいまでは現状程度、きょう、来年度予算として負担金93億3,000万計上、ご審議していただいておりますけれども、現状並みの負担が続くのではないかというふうに考えております。もちろんその中では、基金の有効活用ですとか、事業の精査等内部努力もいたしまして、一方では基金の活用もして、93億程度で平成24年ごろまでは続くのではないかなというふうに予測しておるところでございます。

あともう一点、政府債その他の公債費の関連でございます。

現在、組合が公債費の償還をしておりますのは、議員がご指摘の政府債と、もう一つ東京都の区市町村振興基金の2つがございます。その利率でございますけれども、年度によって、その借りる年によって利率が違いますので、代表的なものだけ申し上げますと、今償還している最高利率のものが、平成6年度債、二ツ塚を建設したときのものでございますが、3.85%でございます。一方で、東京都の振興基金の最高利率は8年度債で1.57%でございます。

参考までに、最低利率は政府債の方は14年度債で0.6%、東京都の振興基金の方は16年度債で0.7%でございます。おおむね償還の年数でございますけれども、直近のエコセメントの関連で申しますと、おおむね15年の償還の計画で償還しておるところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 総務課長。

○総務課長（風間 智君） それでは、私の方から、債務負担行為の調書の特定財源のその他の部分の説明をさせていただきます。

140億3,682万円とありますこのその他の財源でございますけれども、これにつきましては、15ページの歳入の雑入をご覧くださいますと、その中でエコセメント化施設運営業務受託者使用公共料金6億5,499万、それとエコセメント等売却益8,379万とあります。これを合わせますと7億3,878万円になりまして、これの19年分を乗じますとこの額になるということで、今後のこの500億弱の支出見込み額の中の特定財源として計上しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 企画調整課長。

○参事兼企画調整課長（峯尾 始君） 魚の放流事業に対します交付金につきましてご説明申し上げます。

放流事業は、大きく分けますと2つに分かれまして、放流事業と、それから漁業管理事業という事業に分かれます。

まず、放流事業につきましては、魚の品種でいいますとヤマメ、それからアユ、ヘラブナ等を放流してございます。ヤマメにつきましては稚魚、またアユにつきましても、東北宮城産の天然アユに近いアユを稚魚として放流して、かなりヤマメ愛好家、またアユ愛好家については魚影等の評価につきましてはよい結果が得られております。

それから、漁場管理事業につきましては、釣り場の清掃とかそれからウグイの産卵場の設置、また禁漁区につきましても看板の設置、カジカの産卵場の保護対策、それから河川の樹木につきましても伐採とか、また水質検査等、秋川、それから平井川、2つの河川において実施をいたしております。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 桜木議員。

○20番（桜木 善生君） 後段の魚の話、ありがとうございました。

ただ、ウグイとかヘラブナはアユを食べちゃいますから、稚魚を。その辺は、1回ちょっと地元の人と十分協議をして、同じ河川に違うそういうのを流したら、絶対食われちゃいます。特にヤマメはいいえさになりますから。

財政見通しなんですけれども、20年から24年度にピークを迎えるということなんですけれども、したがって、先ほどの債務負担も、今後どうなっていくかという心配もしないわけ

じゃないんですけれども、各市それぞれ、私が言いたいのは、資源化とか分別化と努力をしてきていますよね。一般的には今後負担金は減るであろうと。エコセメントも売却益が出てくるんだったら、減るであろうという、そういう話が欲しいんですよ。最低限、平成19年、20年はこれだけですけれども、将来方向は、負担金はごみが減ってきているんなら減るんじゃないですかという極めて単純な話なんですけれども、そういう見通しの話はできないんでしょうかと、こう聞いているんです。

同時に、僕は、こういう予算の組み方はどうなのかと今聞いていたんですけれども、エコセメント等の売却益8,379万円を19年分をその他財源に当て込んでいるというけれども、このその他財源に当て込んでいる考え方はともかくとして、エコセメントの売却益というのはいずれ伸びてくるんでしょう。伸びていくという方向で話をしているんじゃないですか。そうすると、逆に、このその他財源はもっと伸びるわけでしょう。したがって、一般財源は減っていくよという考え方になりませんか。そういう方向性をもう少し明示してほしいというのが私の率直な気持ちなんですけれども、明示されている数字は、中身はともかくとして、将来についてどうなってくるのかということを知りたいんですが。

○議長（佐藤 茂也君） 事業課長。

○参事兼事業課長（細谷 昌平君） おっしゃる理屈で、ごみが減れば、当然負担金も減るんじゃないかというご指摘でございますけれども、ごみは確かに不燃を中心に減ってきてはおりますが、その中で例えば覆土が減るとか、それに伴う運搬費が減るとかいうことに伴いまして、事業費は減少しております。それに伴って、二ツ塚に関連する事業費も、昨年度に比べて10億円近く来年度は減る見込みでございます。

ただ、その中で、なぜ負担金が減らないのかと申しますと、やはりそれに相当する額、エコセメント化事業にシフトしているという現状がございますので、特に19年度予算の中では、原油の高騰が強く影響を受けまして、二ツ塚は10億減るんですが、エコの事業費も10億程度増えるという現象が生じております。その結果、なかなか負担金の減までは直結しないというところがございます。

あと、そういったルール、ごみの搬入量が減れば、負担金も減っていくんじゃないかというご指摘に対しては、なかなかすぐ例えば負担金のルールを変えとか、難しゅうございますけれども、第3次の減容量化基本計画が一応平成22年度を計画期間としておりまして、エコの稼働状況を見ながら、随時そのとき見直していくという決まりになってございます。ですので、そのときの状況に応じて負担式についての状況の変化に応じた検討というのも必

要になってくるのかなというふうに考えているところでございます。その状況に応じてでございますけれども。

○議長（佐藤 茂也君）　じゃ、補足を。総務課長。

○総務課長（風間 智君）　債務負担行為のその他の中で、エコセメントの売却が今後ふえてくると予想されますけれども、現状の中で、その数値につきましては、明確な数値というのはとらえられませんので、19年度の予算の中におきましては、現在の売却益の数値、こちらを使わせていただいて特定財源として計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君）　ほかに。

中原議員。

○24番（中原 雅之君）　幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、近辺の住民の方があそこに出入りするトラックを数えていて、そうしたら、あるとき600台と。通常より大分たくさん出入りが多かったということで、これは直接この組合に聞けないということで、日の出の町役場に聞いたら、なかなかちゃんとした答えが返ってなかったということなんですけれども、この搬入は今のお話でも、ごみの量は減っているということで、何かシステムの変更が今後あるのかどうかというふうなことなんですけれども、その辺どうなのでしょう。

それともう一つは、黒い煙がやはりエコセメント化事業の工場の方から出ていたということなんですけれども、これも日の出の町役場に聞いたら、ちゃんとした答えが得られないと。ですから、この辺、そういう事実があったのかどうか。

それと、これに関連しまして、去年も地元から陳情が出たんですけれども、やはり日の出の町役場を通しての住民との対応ですと、やはりなかなかちゃんとした答えが得られないということで、やはりこの組合できちんと直接住民と、地元の住民のいろいろ問い合わせとか苦情受け付けとか、そういう窓口を設置してほしいというふうな声があるんですけれども、その辺についてどう検討されておられるかということをお伺いしたいと思います。

それと、それに関してですけれども、関連もあるんですが、以前から地元からも出ております情報公開条例、今、情報提供はやっているということで、インターネットでも公開はされて、情報提供はされているんですけれども、やはり情報公開条例の制定が必要なんではないかということ、この点についてどう考えておられるか。

それと、やはりこれも陳情で出たんですけれども、チェックのための第三者機関の設置。

第三者というとならえ方が違うようではございますけれども、地元の自治会、2つ自治会があって、そこの方は参加して、いろいろ監視をしておられるということではございますけれども、環境に影響を及ぼすのがその2つの自治会だけじゃないわけですね。多くの住民に関係あるわけですから、やはりそこだけでない、もっと広い形で第三者のチェックが必要なのではないかと思うんですけれども、その点について、新しい予算ですので、改めてお伺いをしたいと思います。

それと、さっき議員報酬の件がありましたけれども、羽村と瑞穂で学校給食組合というのをやっております、そこは予算規模ではこちらより随分少ないんですけれども、やはり住民の声などもありまして、一部事務組合ですけれども、報酬審議会をやりました。年間、一般の議員で8万円ですから、今の額でいいだろうというのが報酬審議会の結論だったんですけれども、ここは100億の予算があるわけですから、議員の報酬についても、報酬審議会に金がかかるのはもったいないということではなくて、管理者、副管理者及び議員の報酬については、そういう第三者できちんと評価していくとか、審議をしていくということが必要なんじゃないかと思います。この点についてどうお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤 茂也君） 管理者。

○管理者（石川 良一君） まず、情報公開の問題でございますけれども、この予算と直接かわるというふうには私どもは認識はしておりませんけれども、情報公開については先般も陳情等も出されましたけれども、その中で答弁をしたとおりでございますけれども、一般論として全く否定するつもりはございませんけれども、現在の組合の運営状況あるいは反対派との関係等々からすると、現段階で即導入というのはなかなか難しい。ただ、いずれにしろ、視野には入れる必要はあるという認識は持っております。

それから、議員報酬の問題につきましては、先ほどちょっと出しましたけれども、この組合、特に議会の方につきましては非常に出入りが激しいわけでありまして、この4月の改選で代わる方が多いわけです。必ずしも全てそこで代わるわけではありませぬので、そういう点、あるいはいわゆる一般の母体となる議会の議員報酬というのはかなり生活給的なものも含まれているわけではあります、こちらはある意味で職務にかかわる責任性といいますか、そういう面が非常に強いのではないかなというふうに思っております、現在、即どうするというふうには考えておりませんが、特に日割り計算等の問題につきましては、ご提案がございましたので、議会の中で議員の皆さんがまずご協議いただくような場をつくっていただいてご議論いただく。これは新年度に入ってからということになるかと思っておりますけれども、その中で整理をしていただければよろしいのではないかなと思っております。

また、報酬の問題、報酬がどうあるべきなのかということについて、これはかつて議員提案で出されまして、否決をされたというような経緯もございまして、今、即そのことについて客観的ないわば方針、指針等のご議論をいただくというような状況ではないというふうには思っております。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） それでは、お答えいたします。

まず、白煙の関係でございますけれども、エコセメント化施設の煙突から薄い色の煙のようなものが見えることがあります。これは排ガス中の水蒸気などが、外気の状態や太陽光線の具合等で見えるようになるためと考えております。特に今冬場なので、水蒸気が見えやすいことがございます。平成19年1月以降に白煙が数回発生してございます。しかし、ばいじん等につきましては、排ガス処理設備で十分除去されております。また、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別法に基づく定期的な測定によりまして、窒素酸化物ですとかダイオキシン類等が基準値を超過していないことを確認しております。したがって、周辺環境に影響を及ぼしていることは考えられません。

なお、焼成系及び乾燥系の排ガスについては、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、連続測定装置によってモニターしておりますので、これまで特段の異常は見られてございません。

1点目は以上でございます。

それから、第三者機関の関係でございます。

私どもでは、地元の自治会の方々の対策委員会、それから運営委員会は二ツ塚処分場等の建設及び運営に関しまして、適切な助言、それから指示を行いまして、週3回実施の廃棄物搬入状況等、及びエコセメント化施設運転状況等に立ち会っていただきまして、厳しく不適物混入等の確認・指導を行っております。したがって、これらの実績においても、処分場及びエコセメント化施設運転に関しての、監視業務を第三者以上に客観的に行っていただいておりますので、第三者ではないのではといった意見には全く該当しないというふうに考えております。

次に、窓口の件でございます。

組合では、公害防止協定等に基づきまして、先ほど申しましたように、エコセメント化施設から発生する排ガスにつきましては、法規制よりも厳しい自己規制値を設けて調査により確認しながら操業を行っております。

これらを、先ほど説明しましたエコセメント化施設の運営連絡会ですとか、地元対策委員会、日の出町や地元自治会に報告しているところでございます。

また、地元自治会の方々には、週3回、現場での操業確認の立ち会いをしていただいているところでございます。操業状況につきましても、学識経験者で構成します技術委員会にも報告しております。

さらに、各種調査データも積極的にホームページ等で公開しているというところでございます。

組合としましては、今後ともこのような対応を図りながら、エコセメント化施設の操業を適切に行っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） センター長。

○管理センター長（古屋 正治君） 1点目の車両台数について、私の方からお答えさせていただきます。

廃棄物搬入車両台数につきましては、地元日の出町、青梅市、あきる野市等との協定及び覚書等に従い、その台数以内の搬入をしております。

平成18年度の実績で申しますと、廃棄物車両でございます。協定台数71台、日平均では51台の実績でございます。エコセメント関係車両については、昨年7月以降からの実績でございます。協定台数の日平均で58台、実績としましては40台です。このような実績の台数になっております。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） すみません。1時間半たったので、休憩したいと思いますが、中原議員の質問中ですが、あとほかにいらっしゃいますか。谷議員。あとは。いらっしゃいません。

それでは、休憩を一旦10分程度とって、その後、中原議員に再質問していただいて、谷議員のご質問を受けて、先へ進みたいと思います。

では、10分程度休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

○議長（佐藤 茂也君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き質疑を行います。

中原議員。

○24番（中原 雅之君） 再質問ですが、1つは、搬入台数というか、これは協定であるわけですが、入り口でチェックしていた人が、はるかにそれをオーバーした台数が入っていた日があるというんですけれども、先ほどのお答えですと、平均でということなんですけれども、日によっては大幅にやっぱり入ることがあるのか。それとも、何か一応入り口でどこのトラックが何台とかチェックしていたそうなんですけれども、何か通常と違うものが入ってきたかどうか、そういうことがあったかどうかをお伺いしたいと思います。

それと、白い煙は気象条件で当然出てくるというのは理解できるんですけれども、あそこの地元の住民の方のお話では、黒い煙が出ていたというふうなことなんですけれども、そういう事実はなかったかどうか。

それと、地元に対してですけれども、2つの自治会ではいつも週3回で厳しく監視されているということなんですけれども、ただ一般の人もしっかり環境に対する影響を受けるというのは、その自治会以外の人にも当然及ぶわけですから、それはやはり今、町役場を通じてしか聞くことができないというんですけれども、その情報提供、町役場に聞いても何か靴の上から足かくみたいで、よく要領を得ないという話なんですけれども、その辺はもっと改善できないのかということですね。

その3点について再質問いたします。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） 白い煙、黒い煙の有無でございますが、私どもとしては、白い煙で、見方によっては先ほど言いましたように、光線のかげんによって薄いグレーに見える場面もございます。最近の白煙の状況でございます。私どもでは写真を撮影いたしまして、キルンの蒸気がございますが、それと煙突から出る煙の部分と比較しても、同じような色合いになっているところでございます。現実的には、水蒸気ということで判断してございますので、光線のかげんだというふうに思っております。

次に、情報提供の件でございますけれども、私どもとしては、今までエコセメント施設が稼働してから、地元日の出町を含め約4,000人近くの方々が私どもの施設を見学していただいております。このように、私どもとしては、施設を決して隠しているものではないでございます。オープンにしております。ただ、裁判で係争中の一部の方については、慎重に対応して

います。現在、裁判で争点を整理中でございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） センター長。

○管理センター長（古屋 正治君） ご指摘の車両台数の関係でございます。

先ほども説明したように、廃棄物の搬入車両、またエコセメント事業に伴う材料車等は、先ほどの数量でございます。その他、問い合わせの臨時的に入るものとしましては、通常、場内の工事車両や植栽等の維持管理車両、また、場内の委託業者等の通勤車両、そういう車両が入ります。最初に答えたように、協定覚書等に結ばれている廃棄物車両、また、エコセメントの材料車等は、適正な台数の中に入っております。その他台数は臨時的なものであり、日によってはそのような台数も入ることがございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 谷議員。

○26番（谷 四男美君） それでは、何点か質疑いたします。

1点目に、まず各団体の負担金とごみの搬入量の関係でございますけれども、これを見ますと、総体的には負担金が減っているということは、ごみの搬入量も各自治体で出す排出量が減っているというふうに私は見るんですけれども、中には増えているところもありますよね。それで、ごみの減容化との関係で、組合としては、このごみの減容化に関して、各組合参加団体のごみの減容化に対することについて、実態としてどのような認識をしているのか。減っているところもあれば増えているところもある、そういうことで認識の度合いというんですか、各団体が努力をされているんだろうけれども、その中身については、細かいことはわからなくても、総体としてどのような認識をしているのか。これからのごみの総計画もそこにかかわってきますから。

それから2点目に、予算書の15ページのエコセメントの売却益の関係でございますけれども、これは年間何トンぐらいが出ていったのか。この8,379万に対するトン数ですね。

それから、それに対してその製品化を太平洋セメント等でしているわけですが、その製品化に対する市販ルートの確立といいますか、そういうことまではこちらは責任持たなくてもいいわけですが、どこまでそこら辺が順調にそれが推移しているのかなと、その状況をお願いしたい。

それと同時に、この8,379万というのが、当初の事業費の、当初の計画では、この総体的な中にこの売却益は入っているということのような私は記憶をしているんですけれども、こ

の売却益というのは、これは当初からこういった見込みをしていたのかどうか。その辺が当初の計画とずれたといえますか、違ってきたのかどうか、当初からそういう計画としてあったのかどうか、これについて伺います。

それから3点目に、29ページの日の出への2,000万の水質調査等負担金の関係でございませうけれども、これは組合でも各ポイントで水質の調査あるいはモニタリング調査をしています。この日の出町への負担金の水質調査等が入っていますけれども、この水質調査と当組合がしている組合との差ですね。ポイントがどこが違って、内容的にどう違うものがあるのかどうか。

そして、この負担金に見合う日の出町が恐らく調査を独自でしていると思う、どこかに委託してやっていると思われますけれども、この中で調査の中で、何か顕著に値したものはあったのかどうか、過去において。古い過去はいいですけども、最近のデータで何か問題があるかないかかどうか、それが3点目。

最後に、先ほども昭島の方が質問しておりましたけれども、前のときにも、たしか担当の方が、随意契約のことについて、特殊性あるいは専門性ということで、なかなかこの随意契約の項目が多いということです、当組合では。それはわかるんですけども、随意契約の方がスムーズにいく場合が確かにあるんですよ。入札に付さなくて、専門性というものがありますから、そういうものもあるんです。ただ、答弁の中にそういったそういうものがあれば、できるものがあれば今後検討していくということを前回は答えているんですよ。それで、きょうの答弁の中でも聞いていまして、そういうような可能なものは精査してやっていくと、こういうふうに答えているんです、今も。

構わず入札に付せばいいというものでもないと思いますけれども、これは経費的な、経済的なものが効果があるからやるということでありまして、随意契約でもうまくいってればそれでいいんですけども、答弁の中に、可能なものは精査して、そういうものがあればということで、その前回の答弁と余り変わっていないので、じゃ可能なものはあるのかないのかと、はっきりした方がいいような気がするんですけども、だから、精査がし切れていないのかなと、そういう気がするんですけども、そこら辺のところはどこまで精査したのか、その辺の精査の過程の今の現在の状況について、わかる範囲で結構でございませう。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） 何点かご質問がございましたが、7月から半年間、7月から12月までのエコセメントの売却益は約3,500万円でございます。

次に、販売ルートでございますけれども、こちらの方につきましては、私どもの仕組みの中では、先ほど谷議員が言われているように、組合としてはSPC、受託者の方に全量有償で売却しておりますので、それが歳入計上されるというところで完結してございます。

その後、太平洋セメントが次の生コン業者ですとか、それから2次製品をつくるメーカーの方に売却して、それぞれが各工事事業者等に販売していくという流れになってございます。それにつきましては、もう民民契約でございますので、組合が正確に情報収集するというのは非常に難しい状況でございます。

以上、2点についてお答えいたしました。

○議長（佐藤 茂也君） 年間のトン数聞いている。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） 失礼いたしました。

19年度の計画生産量は、13万3,000トンでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 事業課長。

○参事兼事業課長（細谷 昌平君） 負担金の関係と、あと減容量化計画についてご案内いたします。

負担金についてですけれども、19年度負担金は、ごらんのとおり総額としては5,400万円余りの減とはなっておりますものの、組織団体によっては増減がございます。その理由としては主に2つございまして、まず1つ目は、事業自体がエコセメント化事業にシフトしているということでございます。先ほど申しましたように、二ツ塚処分場費は10億円の減、エコセメント事業費が来年度は10億円増という中で、同じ額が減って、ふえたとしたとなっても、その中での負担金の割合というのは、議案書の39ページに算定方法が記載してございますが、このとおり負担の内訳が異なっております。すなわち、処分場費の負担の出し方は、これまでの実績の合計値の不燃と残さの容量の合計の全体に対する比率で割り振っております。それに対しまして、エコセメント事業費につきましては、主に直近決算年度の、エコセメントは原料を焼却残さとしておりますことから、焼却残さの搬入量の重量比率、全組織団体におけるどれだけの比率があったのかというところで割り振っている関係で、増減が発生してございます。もう一つは、第2次減容量化基本計画の計画期間の終了に伴いまして精算が始まるということでございます。

そういうことで、第2次減容化、ごみが減っているということについてどのように認識しているかということでございますけれども、第2次減容量化基本計画が一応17年度の計画

期間を完了いたしましたところで、搬入配分量の計画に対しまして実績の搬入量というのは17%の減でございました。当初は、127万立米の搬入配分量を予定していたところ、実際に持ち込まれた量は106万立米余りでしたので、差し引き21万立米近くの貢献量がございまして、これが17%に相当する容量でございます。

特に不燃の減少が急激に見られまして、平成12年度から見ますと、平成17年度末では4分の1にまで搬入量が減っております。組織団体のご努力のおかげと深く感謝しているところでございます。

そういったごみの例えば不燃の減少に伴って負担金にもそれが直結するようなというようなご意見も先ほど頂戴したと思いますけれども、例えば各組織団体のごみの減量に対する取り組みというのは、有料化であったり、収集方法の変更であったり、不燃の焼却であったり、さまざまでございますし、その効果があらわれるのも年度はさまざまでございます。その中で、なかなかその減容の効果をお金に換算して例えばお返しするとか評価するというのは、その年度の限りでは難しいと思います。第3次減容量化基本計画の中では、今後は単年度で超過金、貢献金の精算を行う予定もございしますので、そういった中でさまざまな組織団体の取り組みが反映されたその年度ごとの超過金あるいは貢献金というのがすぐさま反映するようになりますので、そういった意味でも、組織団体のご努力が即反映されるような仕組みにはなっておりますので、そういうところでご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 企画調整課長。

○参事兼企画調整課長（峯尾 始君） お尋ねの日の出町の水質調査等負担金2,000万円でございます。これにつきましては、これも日の出町との協定によって交付金を出してございます。名称は二ツ塚及び谷戸沢処分場の検査物の分析調査ということで交付してございます。

内容につきましては、水質調査、環境調査委託、それからダイオキシン類の調査委託、環境調査の検査物分析委託、河川の水質調査等でございます。毎年実績報告、また調査ごとに報告を受けておりまして、日の出町からは、特にその数値について問題があるという報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 総務課長。

○総務課長（風間 智君） 随意契約の精査されていない、し切れていないのではないかとというご質問に対してお答えいたします。

まず、随意契約が多いと言われている中でも、随意契約をする場合でも、数社から見積もりをとりまして、当組合の中でも予定価格を設定いたしまして、その範囲の中で契約を結んでいるというのがまず1つでございます。

それから、随意契約の中で、処分場内の施設に当たりましては、その諸設備につきまして特定な業者に限られているというケースが非常に多い場合がございますので、これも1つ随意契約のケースとなってしまうことでございます。

それから、先ほど昭島市の杉崎議員にお答えしましたように、組合の広報紙の委託業務ですとか、ホームページのリニューアル業務の作成業務ですとか、パンフレットの作成業務などにつきましては、プロポーザル方式の契約の形態をとっております。

そういうような形で総合評価的な契約も取り入れておりまして、多様な契約に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 谷議員。

○26番（谷 四男美君） 大体わかりましたけれども、まず、順序がちょっとあれなんですけれども、私の質問した順序からやっていきます。

負担金の関係です。そうしますと、自治体によってはごみの排出量が増えたり減ったりするところもあるけれども、総体的にはごみの減量化というのが各自治体が進んでいて、以前と比べたらかなり減量化がさまざまな方法で進んでいると、こういうように見てよろしいのかどうか。

そして、私の瑞穂町でも、4月から軟質プラスチック系が今度は燃焼系の方に一部回すということで、不燃系のごみがさらにまた減るわけですがけれども、そういった焼却炉の焼却効率の向上ということで、瑞穂町も近隣の自治体に合わせたわけでございますけれども、そうしますと、さまざまな工夫においてごみの総量は自治体において努力して、どんどんと、それは人口も増えますから、どんどん増えないでしょうけれども、減容化の工夫が進んでいると、こういうふうに見てよろしいでしょうか。それについて感想をお願いします。

それから2点目に、エコセメントの売却益の関係で、年間13万3,000トンということで、2次メーカーの売却の製品については余り詳しいことは知らないということで、これはいいとしまして、さっき第1回目に私が聞いたやつの中で、売却益が当初のエコセメントを立ち上げるときの計画の中に、これは契約の中に加味して、それはもう売却益は入ってこない、そういう仕組みはしないんだよというような話も、ちょっと私も記憶が定かじゃないんです

が、そういうような気もしたので、もう一回確認しますけれども、この売却益の収入への、雑入への算定は当初から見ていたのかどうか。もう一度再確認ですから、これは。それでいいです。

3点目の水質の問題、日の出町の2,000万の関係ですけれども、そうすると、組合でやっているモニタリング調査とか、そういったいろいろな各検査項目の中で、日の出のやっている水質の検査等とこっちでやっているのと連動して、結果が同じ結果が出たとか、ちょっとこの例えば塩素イオンの濃度がちょっと同時にふえたとか、そういうような連動するようなことが、そういうことはあるのかどうか、過去において。それで、その状況はわかるんでしょう、水質の状況がどうなっているのかということが。そういうようなことがあるのかどうか、あるいは全く独自の、場所が違くと独自のデータが出るものなのかどうか、それについて伺います。

それから、最後の随意契約の関係でございますけれども、そうしますと、パンフレットなんかはプロポーザル方式で、できるものはやられるということで今検討中というような話ですけれども、そうすると随意契約に付する事業は限りなく少ないのかなと。この組合ではかなりもうまず特殊なレアケースになっちゃうのかなと。大部分の事業の委託については、委託契約に含めてこれはやはり随意契約がどうしてもパーセンテージ的にふえても仕方ないのかなというようなことで、当組合ではそういう認識なのか。本当に随意契約を排して一般競争入札に付するものは、現在のところ視野に入っているものが幾つかあるのかどうか、可能なものは。それを入札に付すればいいというものじゃない、あくまでもこれですべてグッドということではない、そういうのも随分私は認識の上で話をしているんですよ。それについてもう一度。

○議長（佐藤 茂也君）　じゃ、順番にいきます。

事業課長。

○参事兼事業課長（細谷 昌平君）　先ほどの説明にちょっと数字を交えて補足いたしますと、第2次減容量化基本計画の期間内におきまして、焼却残さはピーク時で、平成10年がピークでございましたが、10万トンを超える搬入量がございました。それが平成17年度末には10万トンを割りまして、ピーク時の85%程度にまで減っております。不燃につきましては、先ほどもご紹介しましたように、ピーク時の4分の1にまで平成17年度末は減っております。これらは、組織団体の皆様の例えば分別収集ですとか有料化ですとか不燃ごみの焼却化など、さまざまなご努力のたまものと思っておるところでございます。

第3次減容量化基本計画では、平成22年度の埋め立て率を50%以下に抑制するという目標を掲げておりまして、17年度末の埋め立て率が約43%でございますので、その目標に向けて大きく前進したなという感じを持っているところでございます。

○議長（佐藤 茂也君） 総務課長。

○総務課長（風間 智君） エコセメントの売却益について説明させていただきます。

議員のおっしゃいましたように、当初の提案の段階では、相殺という考えもあったかと思えますけれども、公共団体の会計制度から見まして、歳入歳出の総計予算主義という形をとりますので、このエコセメント売却益につきましては、歳入として計上してございます。売却益につきましては以上でございます。

続きまして、随意契約でございます。

まず、パンフレットの作成業務等につきましては、既にプロポーザル契約を実施はしております。今後の予定ではありません。

それから、組合の中でも、できる限り入札できるものにつきましては入札をしていくという考えは変わりませんで、実際に調査委託、環境の調査ですとかそういった委託につきましては、18年度の中でも第3四半期終わった中でも、調査委託は件数で申し上げまして、入札を75%実施しているところでございます。17年度につきましても、調査委託につきましては、半数、50%を超えた入札を実施しているところでございます。

工事につきましても、17年度の実績で入札につきましては、件数ですけれども、おおむね5割の入札を実施しておるということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 環境課長。

○参事兼環境課長（花本 由紀君） 組合が行っている環境調査と、日の出町がこの負担金によって行っている調査ですが、組合が行っている調査に関しましては、主に処分場内、それから処分場の境界における水質、土壌、大気などを調査していきまして、日の出町は、日の出町全域にわたっての河川や井戸水などの調査を行っております。

結果ですが、組合が行っている調査でも、処分場内で環境に影響を与えていないということがわかっていますし、日の出町が行っている調査の結果からも、処分場外に影響を及ぼしていないということがわかっています。例えばダイオキシンに関しましては、処分場が敷地境界で年4回測定している結果と、同じ時期、日の出町が日の出町全域9カ所で測定している結果を比較しましても、ほとんど同じで影響は出ていないということが確認できておりま

す。このように両方の調査結果を見ることによって、安全性の確認ができていると思っております。

○議長（佐藤 茂也君） 答弁漏れはないですね。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、第5号について一括して討論に入ります。

討論はありませんか。反対討論の方。

〔「討論は別々じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） いや、関連がありますので、一括議題にしましたから、採決は別々にしますが、討論は一括して討論を行います。

反対討論の方。

中原議員。

○24番（中原 雅之君） 議案第5号についてです。

議案第5号 平成19年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算に対して、反対の立場から討論を行います。

当組合では、エコセメント化施設、そして二ツ塚処分場、谷戸沢処分場の大きな事業を行っております。この処分場などがある場所というのは、以前は森とか水が豊かで、大変自然に恵まれていたところでありまして、私も以前からよく知っているところなんですけれども、ここに全国に例がない大規模な施設がつくられたわけでありまして、環境に大きな負荷を与えているということはもう間違いがないわけであります。

事業の推進に当たっては、徹底した環境対策、安全対策が必要であります。そして、それを担保するためにも、情報公開とそして住民参加でチェックをしていくということが不可欠であります。

ところが、当組合では、情報提供はしているといっても、都合の悪い情報は出していないというふうに周辺の住民は考えております。読売新聞でも、処分場差止訴訟の判決に際し、組合が提供してきた情報の信頼性が揺らいだというふうに指摘をしているところです。国全体の大きな流れとなっている情報公開条例の制定についても、一貫して拒否をしてきております。

また、住民参加の件ですが、地元の2つの自治会でいろいろな形で参加をしてチェックを行っている。厳しくやっているというお答えでありましたけれども、しかし、この環境に対する影響というのは、この2つの自治会だけではなくて、日の出のほかの地域のみならず、

あきる野市、青梅市など、近隣の自治体にも当然及ぶ心配があるわけであります。

ですから、やはり周辺住民の信頼を得る、そしてきちんと環境を守っていくためにも、情報公開の制定、そしてまたチェックのための第三者機関の設置、また住民からの問い合わせ、苦情などを受け付ける窓口を充実させるということが必要であるというふうに以前から主張してきたところですが、この19年度の予算にもその辺が反映されていないわけであります。

また、正副管理者及び議員の報酬ですが、私ども西多摩から来ますと、西多摩は大体一般の議員で年間8万円ぐらいの議員報酬なんですけれども、ここに来て随分多いなということを感じました。先ほども質疑の中で申し上げましたように、羽村、瑞穂地区学校給食組合では、報酬審議会を設置して審議をしていただいて、今の報酬で適正ではないかという答申が出たわけでありますけれども、やはりこれも市民的にきちんとチェックして、市民的に納得の得られるような報酬にしていく必要があるというふうに考えます。

以上でもって、討論を終わります。

○議長（佐藤 茂也君） 賛成討論の方。

中村議員。

○18番（中村 庄一郎君） 議案第4号及び第5号について、賛成の立場から討論を行います。

平成19年度の歳入歳出予算案は、104億7,751万7,000円と、前年度対比4.5%の増額となっております。このことは、平成19年度にエコセメント化施設が初めて通年稼働することや、折しも、燃料である重油の価格高騰などにより、エコセメント事業費がかなりの増額になっている中で、それ以外の事業費を減らす努力をしてまとめたものと理解をさせていただきました。

二ツ塚、谷戸沢両処分場の管理運営経費、特に二ツ塚処分場の経費につきましては、3億円もの削減をするなど、よく精査をされたものと考えております。

このように、エコセメント事業の開始による負担増を極力抑える努力をする一方で、歳入につきましては、基金も活用しながら負担金を93億3,000万円と、18年度に比べ若干減額するなど、構成する市や町の負担に十分配慮され、検討の成果が見られております。

これらのことから、提案された循環組合の負担金及び一般会計予算には賛成をいたします。

なお、組織団体の財政はいずれも厳しい状況下にあります。先ほど、他の議員が質問の内容の中でも触れておりましたが、循環組合は主な財源が組織団体からの負担金であることを

踏まえまして、予算の執行に当たっては、一層の効率的な運営に努めていただきたいと考えております。

また、組合の事業については、私たち議員も今後一層の研さんを含め取り組むことが必要であると考えます。特にこのエコセメント事業につきましては、生産されたエコセメントが使用されなければ物質の循環は完成をいたしません。先ほど、管理者のあいさつにもありましたように、ここは各組織団体が積極的にエコセメントを使用していくよう、私たち組合議員もそれぞれの議会を通じて働きかけていくことが必要であると考えます。

結びになりますけれども、谷戸沢そして二ツ塚の両処分場を受け入れ、またエコセメント事業にもご理解、ご協力をいただいております日の出町の皆様方に感謝を申し上げるとともに、その信頼に応えるよう各施設について万全の管理を行い、管理者を始め、事務局職員が一丸となって事業の遂行に当たられることを期待して、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（佐藤 茂也君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） 討論は以上をもって終わります。

質疑、討論は一括して審議をいたしました但、議案の採決につきましてはそれぞれ個別に行いたいと思います。

まず初めに、議案第4号 平成19年度東京たま広域資源循環組合負担金についてを挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（佐藤 茂也君） 賛成多数。よって本案は原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第5号 平成19年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算を挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（佐藤 茂也君） 賛成多数。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案は終了いたしますが、そのほか事務局から発言がありますので、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（風間 智君） 1点、連絡事項を申し上げます。

事務事業監査報告についてでございます。

お手元に資料といたしまして事務事業監査報告書を配付してございます。こちらにつきましては、昨年11月から12月にかけて当組合環境課関係の事務事業監査を行ったものでございます。この報告書につきまして、後ほどお目通しいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。これをもちまして平成19年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合議会

議 長 佐 藤 茂 也

第8番議員 伊 藤 学

第24番議員 中 原 雅 之